明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令（七八）　三
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（七九）　四
○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（八〇）　五
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（八一）　五
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（八二）　五
○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（八三）　六
○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（八四）　六
○女性相談支援センターに関する政令（八五）　六
〔府　令〕
○銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二三）　七
○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（同二四）　七
〔府令・省令〕
○法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（内閣府・法務一）　三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　四
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　四
〔デジタル庁令・省令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二、三）　四
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令（法務八）　五
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三四）　五
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三五）　五
○女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（同三六）　六
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（同三七）　六
〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（個人情報保護委一）　八
○特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（同二）　八
〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件（内閣府・文部科学・厚生労働二）　九
○労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働一〇八）　九
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（同一〇九）　九
○女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（同一一〇）　九
○困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（同一一一）　九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。